

船橋市監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度から平成29年度の包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

令和元年12月3日

船橋市監査委員	中	村	章
同	齋	藤 弘	之
同	松	寄 裕	次
同	斉	藤	誠

平成28年度

市長からの通知年月日 令和元年11月18日

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	現在の状況 (令和元年7月1日現在)	今後の方針 (令和元年7月1日現在)
24	道路維持課	76、 77	指摘	道路照明灯修理については、一度に大半の照明が不点灯となる状態は危険性が高いため、このような状態が生じないよう照明灯の耐用年数を把握して、定期的な保守点検を実施すべきである。 また、事務所の設置場所にかかわらず、より迅速に対応できる専門業者がないかを検討すべきである。	定期的に保守点検を実施し、修繕の際は迅速な対応が可能な業者に依頼している。 なお、令和2年度より順次LED化事業を施工予定であり、耐用年数が延びることで、より安全性が高まる。	左記のとおり措置済み。
44	道路維持課	112	指摘	道路施設管理において、その管理する施設の数量及び物理的状态を把握することは、施設の維持管理の基礎的部分であり、市の管理する道路施設の将来的にかかる費用推計と、一方で現実的な予算から想定される今後の維持管理のあり方を策定するための必須要件である。 市においては、道路管理施設の数量及び物理的状态を早急に把握し、今後の維持管理計画の策定に必要な基礎的データの構築を行うべきである。	道路管理システムへの点検データの紐づけ作業が完了し、令和元年度に基礎データを基にした、修繕計画策定を行い順次修繕を行う。	左記のとおり措置済み